

奨学のための給付金制度のお知らせ

この制度は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業として、平成 26 年 4 月以降に公立高校へ入学した生徒の保護者等の方を対象とした返還不要の給付金を支給するものです。授業料以外の教育に必要な経費の経済的負担の軽減を図るため、以下の条件に該当する保護者等の方に年に一度、給付金を支給します。支給を受けるには年度ごとに申請が必要となりますので、対象となる方は忘れずにご申請ください。

対象となる方 平成 26 年 4 月 1 日以降に入学し、令和 8 年 7 月 1 日現在で在学している高校生等の保護者（子に対して親権を行う者または未成年者後見人、生徒の就学に要する経費を負担すべき者）等で、次の 1～3 の全てに該当する方。

- 1 保護者等が支給年度の 7 月 1 日において山梨県内に住所を有していること
 - 2 以下のいずれかに該当する世帯であること：
 - ・生計維持者全員の令和 8 年度の県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 105,500 円未満の世帯
 - ・生活維持者全員の令和 8 年度の県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満であり、かつ扶養する子が 3 人以上いる世帯
- ※「扶養する子が 3 人以上いる世帯」とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が 3 人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されている場合を指します。

- 3 下記の①～⑦に該当すること。該当しない生徒は、学校にご相談ください。

- ①日本国籍を有する者②特別永住者③永住者④日本人の配偶者等⑤永住者の配偶者等
 - ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
 - ⑦家族滞在のうち小学校、中学校及び高校を卒業した者であって、高等学校等専攻科卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※ ただし、以下のいずれかに該当する場合は給付金を受け取ることはできません。

- ・児童福祉法による「児童入所施設措置費等国庫負担金」の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている方（ただし母子生活支援施設の高校生は除く）
- ・高校生等が令和 8 年 7 月 1 日に休学している場合（ただし 11 月末日までに復学し、奨学給付金の申請をした場合は対象となります）
- ・高等学校等を卒業または修了したことがある方

支給回数 1 人の高校生等につき年 1 回、通算 3 回（ただし、定時制及び通信制の高等学校に通う高校生等は通算 4 回、専攻科に通う生徒高校生等は 2 回）を上限とします。

基準日 令和 8 年 7 月 1 日現在の状況により審査いたします。

提出・審査結果について 申請書等は高校事務室を通じて配布します。対象となる方は、申請書その他、裏面に記載されている書類を学校が指定した日までに郵送または持参して学校に提出してください。

書類を審査した後、審査結果を通知します。認定された方には、12 月末までに給付する予定です（支給は年に一度です）。

注意 保護者等の住所が県外にある場合は山梨県の高校へ提出せず、住所のある都道府県教育委員会等の指示に従って提出してください。

区分		1人あたり支給額 (年額)
保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割	非課税の世帯	50,500 円
	合算額が 105,500 円未満の世帯	16,830 円
	合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満であり、かつ扶養する子が 3 人以上いる世帯	12,630 円

申請に必要な書類

※申請書類は意向調査後に別途配布します。

- ☐ 申請書（高校生等 1 人につき 1 枚提出）
対象となる高校生等が複数いる場合は、それぞれの申請が必要です。
- ☐ 令和 8 年度（令和 7 年分）課税証明書等
- ☐ 口座振込依頼書および通帳等の写し
- ☐ 委任状（学校で給付金を授業料以外の教育費と相殺する場合）

上記の 7 月 1 日現在の状況による審査のほか、家計急変により収入が激減した世帯に対しての審査・認定もあります。詳しくは、別添リーフレットを確認の上、学校にお問い合わせください。

甲府工業高等学校 事務室
TEL : 055-252-4896

【奨学給付金】

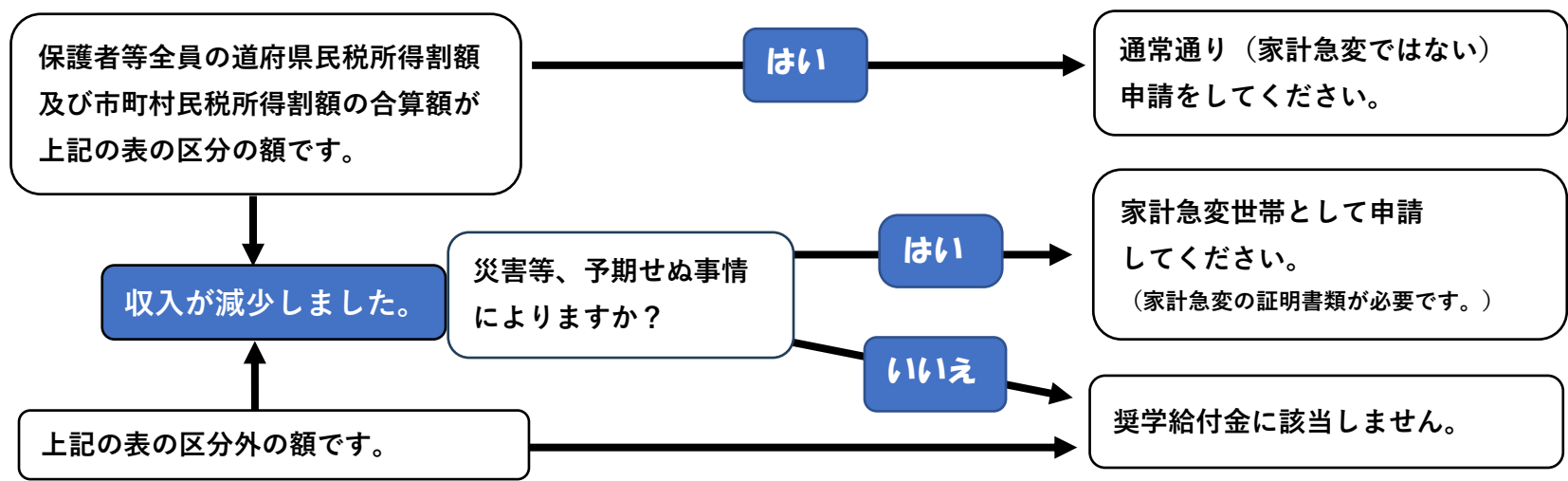
家計が急変した世帯に対する

「県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満の世帯」、「県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満であり、かつ扶養する子が3人以上いる世帯」そのほか「家計急変世帯」が支給対象となります。

・「家計急変世帯」： 災害等予期せぬ事態により収入が減少し、下記の表の区分に相当すると認められた世帯

区分		1人あたり支給額 (年額)	①7月までに家計が急変し、指定の期日までに申請があった場合は表の金額が支給されます。 ②7月以降に家計が急変し、申請があった場合には、表の金額について申請の翌月以降の月数に応じて算定した金額が支給されます。
保護者等の 道府県民税 所得割及び 市町村民税 所得割	非課税の世帯	50,500円	
	合算額が105,500円未満の世帯	16,830円	
	合算額が105,500円以上264,500円未満であり、 かつ扶養する子が3人以上いる世帯	12,630円	

対象確認フローチャート



提出書類

家計急変での申請には、①～③の書類の提出が必要です。

※申請書類は意向調査後に別途配布します。

①家計急変の発生事由を証明する書類	必ず提出…家計急変による申請理由書 該当する場合に提出…離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、収入減少による国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書、など
②家計急変の <u>前と後</u> の収入を証明する書類	【家計急変前】課税証明書等の写し ※保護者等全員分 【家計急変後】 (会社員等) 会社作成の給与見込、直近の給与明細書(3ヶ月分)など (個人事業主) 年間収支見込計算書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類	個人番号カードの写し、または市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等および生計維持者の市町村民税における扶養親族を申告する書類など

※奨学給付金申請書【家計急変】、口座振込依頼書および通帳の写し等も必要となります。

甲府工業高等学校 事務室
TEL：055-252-4896